

京都市上下水道局告示第39号

地方自治法第231条の2第6項の規定に基づき、京都市水道料金及び下水道使用料の納付に係る指定代理納付者を次のように指定しますので告示します。

平成25年10月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 指定代理納付者の名称

- (1) 京都クレジットサービス株式会社
- (2) 三菱UFJニコス株式会社
- (3) トヨタファイナンス株式会社
- (4) イオンクレジットサービス株式会社
- (5) 株式会社セディナ
- (6) ユーシーカード株式会社
- (7) 京銀カードサービス株式会社
- (8) 三井住友カード株式会社

(上下水道局総務部お客さまサービス推進室)